

H23. 24競争参加資格審査について

競争参加の資格審査について(基本通達)

○競争参加者の資格の基本となるべき事項について

実務要覧P. 451

H12年12月28日建設省会第4号

・予決令第72条第1項及び第95条第1項の規定に基づき、次のように定める。

別紙

1 工事契約についての資格

(資格区分)

(1) 一般競争又は指名競争に参加することができる者の資格は、工事の種別毎の予定価格の金額に応じ、2等級から4等級に区分して定める。ただし、競争に参加しようとする者の数が少ない種別については、等級の区分を行わないことができる。

(資格審査項目)

(2) 前項の資格についての審査は、客観的事項(建設業法第27条の23第3項の規定により国土交通大臣が定める審査の項目)及び主観的事項等について行う。

○工事請負業者選定事務処理要領

実務要覧P. 457

S41年12月23日建設省厚第76号

(最終改正H21年3月19日国地契第56号)

(一般競争参加資格)

第2 地方整備局の長(以下「部局長」という。)は、一般競争に参加する者に必要な資格を定めるときは、次の各号による。

二 次のイに掲げる客観的事項(共通事項)の項目及びロに掲げる主観的事項(特別事項)の項目について、別に定めるところにより算定する総合点数*を付与し、第3に掲げる工事種別ごとに、予定価格に対応する等級の区分を定めること。

* 工事請負業者の資格を定める場合の総合点数の算定要領

(審査会)

第8 部局長は、一般競争資格審査の予備審査を行うため、競争参加資格審査会を設けるものとする。

2 審査会の会長は部局長とし、審査員は、地方整備局の部長及び当該地方整備局の職員の中から部局長が指名した者とする。

3 審査会は2年に1回定期の審査会の会議を開くものとし、会長が必要と認めるときは随時、審査会の会議を開くことができるものとする。

4 審査会の会議は、会長が召集するものとし、会長及び審査員の過半数が出席しなければ会議を開催することはできないものとする。

H23. 24競争参加資格審査について

1. 技術評価点の変更

- ▶「工事規模」の評価を見直し、**工事金額を平方根にて変換**する。
- ▶**直轄工事の受注実績(第1項)**を主として評価し、総合評価方式への参加実績及び地方公共団体(都道府県)の受注実績をこれに次いで評価する。

[平成23・24年度の技術評価点数の算定式]

【技術評価点数】＝

<直轄工事の受注実績>

$$\sum \{ (【成績評定】 - 65) \times 【技術的難易度】 \times \sqrt{【工事規模】 \times 【総合評価】 \times 【部局係数】 \times 【調整係数】 \times 【直近係数】} \}$$

<総合評価方式への参加実績>

$$+ 0.5 \times \sum \{ 【技術的難易度】 \times \sqrt{【工事規模】 \times 【総合評価】 \times 【部局係数】 \times 【直近係数】} \}$$

<地方公共団体の受注実績>

$$+ 0.5 \times \sum \{ (【成績評定】 - \text{成績評定平均点}) \times \sqrt{【工事規模】 \times 【調整係数】 \times 【直近係数】} \}$$

H23. 24競争参加資格審査について

	H21・22	H23・24														
【成績評定】	工事成績評定点による。直轄工事は65点を控除する。地方公共団体は各団体の平均点を控除する。															
【技術的難易度】	<table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th>工事技術的難易度</th> <th>I</th> <th>II</th> <th>III</th> <th>IV</th> <th>V</th> <th>VI</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>係数</td> <td>1.0</td> <td>1.25</td> <td>1.5</td> <td>1.75</td> <td>2.0</td> <td>2.0</td> </tr> </tbody> </table> <p>※技術的難易度とは、当該工事を定められた工期内に、所要に品質を確保し、工事を安全に実施することの困難さを6段階（I～VI）で評価したものである。その評価項目として、構造物条件（規模、延長等）、技術特性（工法等）、自然条件（地質、ヤード等）等を評価し、6段階に分類している。</p>		工事技術的難易度	I	II	III	IV	V	VI	係数	1.0	1.25	1.5	1.75	2.0	2.0
工事技術的難易度	I	II	III	IV	V	VI										
係数	1.0	1.25	1.5	1.75	2.0	2.0										
【工事規模】	最終請負金額を百万円で除した数値。 対数値として用いる。	最終請負金額を百万円で除した数値。 平方根として用いる。														
【総合評価】	総合評価方式のうち、標準型及び高度技術提案型においては、以下の係数を乗じる。 【総合評価】 = 1 + 【得点率】(1.0～2.0) 【得点率】 = 得点/加算点 簡易型は対象から除く。	総合評価方式のうち、標準型及び高度技術提案型においては、以下の係数を乗じる。 【総合評価】 = 1 + 【得点率】(1.0～2.0) 【得点率】 = 得点/加算点 簡易型については、【総合評価】＝「1」とする。														
【部局係数】	<table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th></th> <th>工事請負金額</th> <th>部局係数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">当該地方支分部局が発注した工事</td> <td>全工事</td> <td>1.0</td> </tr> <tr> <td>2億円以上</td> <td>1.0</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">他の地方支分部局が発注した工事</td> <td>2億円未満</td> <td>0.5</td> </tr> </tbody> </table>			工事請負金額	部局係数	当該地方支分部局が発注した工事	全工事	1.0	2億円以上	1.0	他の地方支分部局が発注した工事	2億円未満	0.5			
	工事請負金額	部局係数														
当該地方支分部局が発注した工事	全工事	1.0														
	2億円以上	1.0														
他の地方支分部局が発注した工事	2億円未満	0.5														
	【調整係数】	低入札価格調査対象者で、かつ工事成績65点未満の場合に「2」を乗じる。 地方公共団体の成績評定平均点以下の工事の場合は「0」を乗じる。														
【直近係数】	<table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th>実績工事</th> <th>係数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>直近2年以内の完成工事</td> <td>2.0</td> </tr> <tr> <td>直近2年超 4年以内の完成工事</td> <td>1.0</td> </tr> </tbody> </table>		実績工事	係数	直近2年以内の完成工事	2.0	直近2年超 4年以内の完成工事	1.0								
実績工事	係数															
直近2年以内の完成工事	2.0															
直近2年超 4年以内の完成工事	1.0															

H23. 24競争参加資格審査について

2. 等級区分の設定

▶等級区分の設定にあたっては、総合評価方式の導入等により、施工能力等を区分するという役割は減少しつつも、十分な競争環境の確保は必要との観点から、必要な見直しを行った結果、「As舗装」、「鋼橋上部」において、必要に応じて、最下位等級の統合を行えることとする。

なお、当該措置は、登録企業数、発注予定の工事量等により各々の地方整備局にて決定する。

H23. 24競争参加資格審査について

3. 企業の評価

- 企業の評価は、経営事項審査点数と技術評価点数を5:5で評価し、その和(総合点数)で評価することとする。
- 「一般土木」、「As舗装」、「鋼橋上部」、「造園」においては、技術評価点がゼロ点企業は、総合点数にかかわらず、最下位等級とする。

なお、建築、電気設備、暖冷房については、当該措置は適用しない。

4. 競争環境の変化への配慮

- 等級が設置されている全ての工種において、等級間の移動が当該企業の競争環境に大きな変化をもたらすことに配慮して、
 - (1)上位等級に昇級する企業については、従前の等級に留まることができるものとする。
 - (2)最下位等級に降級する企業のうち、技術評価点がゼロ点でない企業については、従前の等級に留まることができるものとする。

H23. 24競争参加資格審査について

5. 工事発注にあたっての措置・配慮

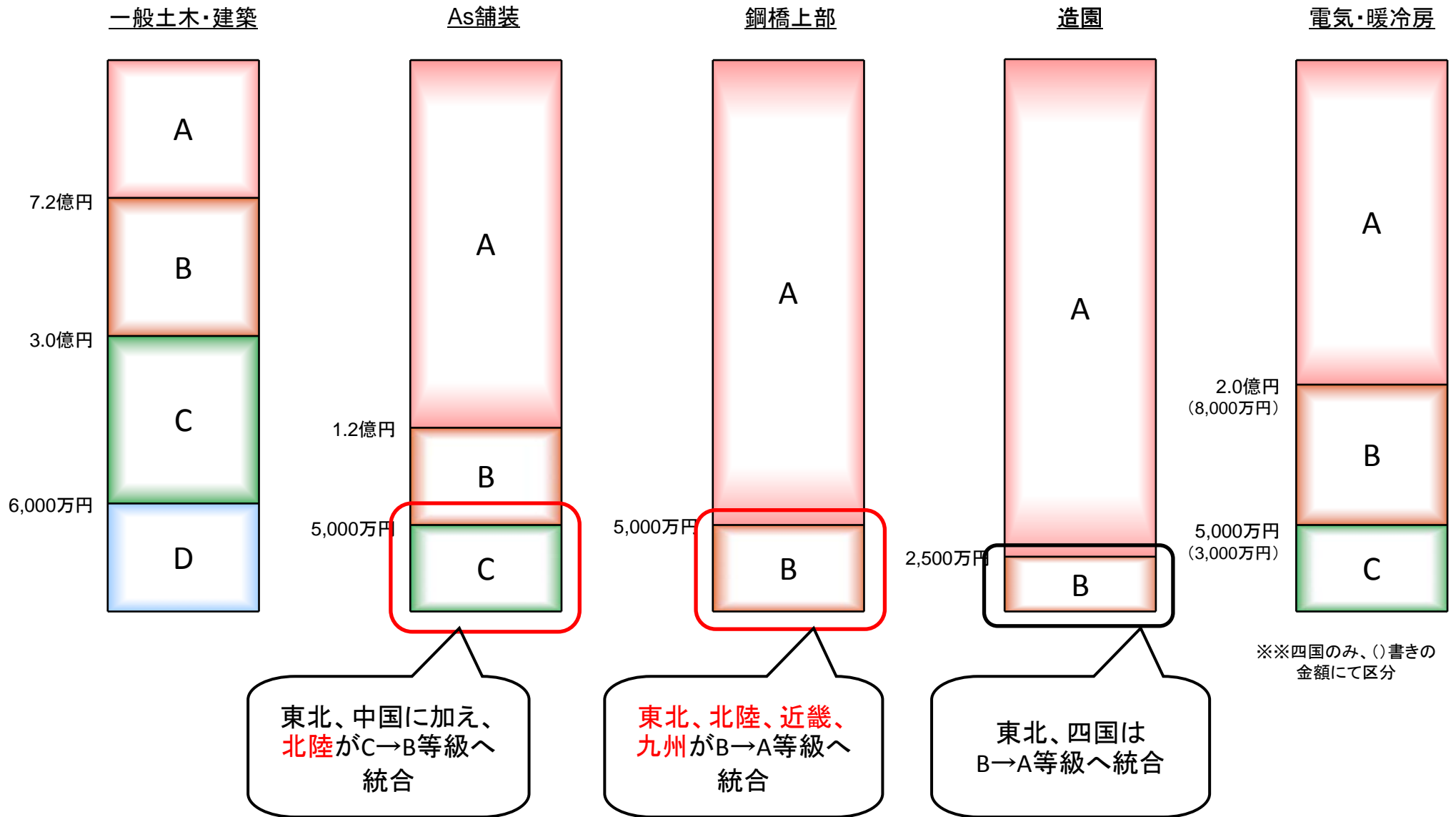
➤企業の技術力の向上を促進するため、同じ等級内に位置づけられた企業のうち、**技術評価点の高い企業については、その直近上位の等級への参加機会を拡大する。**

(「くい上がり」の拡大)


➤個々の工事発注にあたっては、同等の技術力を有する企業が競争できるよう、**工事の内容に適した工種による発注に努めることとし、いたずらに包括的な工種による発注を行わない。**特に橋梁補修については、それぞれ鋼橋上部、PCにて発注する。


※なお、H23.24は橋梁補修については、維持修繕又は鋼橋上部、維持修繕又はPCの両工種の登録企業を対象として発注する。

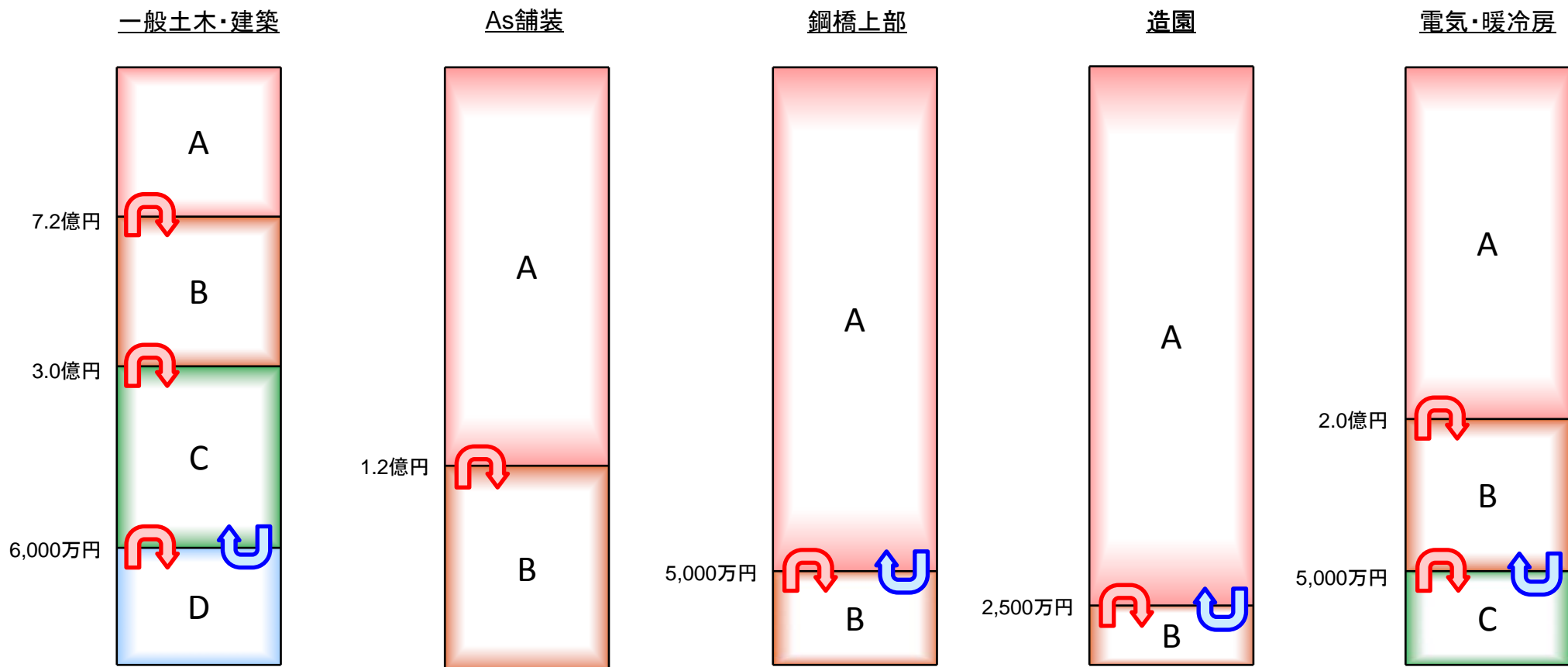
最下位等級の統合について



経過措置の適用について

 上位等級への段階的な参加機会の拡大措置(「段階的昇級」)の導入及び営業体制適用のための準備期間に配慮する観点から、**上位等級に昇級する企業については、従前の審査時(H21.22)の等級に留まることを認める。**

 最下位等級は他の等級に比べて、登録企業当たりの発注量が少ないことから、**最下位等級に降級する企業のうち、技術評価点ゼロ点でない企業については、従前の審査時(H21.22)の等級に留まることを認める。** ※各工種区分の最下位等級は、一般土木・建築はD等級、電気設備・暖冷房衛生設備はC等級、鋼橋上部・造園はB等級が該当



H23.24競争参加資格審査における今後のスケジュール

3月7日

「参加資格認定通知書」及び
「経過措置適用申請書」発送



3月23日

「経過措置適用申請書」受付



3月31日

競争参加資格者名簿作成